

2012年2月22日

消費者庁 食品表示課 意見募集担当 様

### 「乳児用食品に係る表示基準の設定について」

日本生活協同組合連合会

電話：03-5778-8109

全体意見：消費者の選択に資するような表示の工夫は必要であり、消費者庁は、食品製造業、流通、販売業者および事業者などに対して適切な指導やガイドラインを示すことは大切である。しかし、義務表示としての表示については以下に述べるような課題があり、さらなる慎重な検討が必要だと考える。

#### 1. 乳児用食品の規格基準が適用される食品に対する表示について

消費者にとって、どの食品が乳児用食品に該当するかが判別しやすいよう表示を通じた情報提供は必要であり、この目的を果たすために適切な表示を行うことは妥当である。

今回の意見募集で貴庁から出された資料では、乳児用食品の範囲を明確に提示しておらず、厚生労働省でも①特別用途表示のうち「乳児用」に適する旨の表示を受けたもの、②乳児の飲食に供することを目的として販売するものとされており、これだけの情報では具体的に表示する食品の特定は困難であり、乳児用食品を表示するためには、まず定義や適用する範囲を特定する必要があると考える。厚生労働省の乳児用食品の規格基準の設定と歩調をあわせて、貴庁と厚生労働省の充分なる協議のうえで検討を要請する。

したがって、現時点の要件では乳児用食品の表示は困難であり、省令改正を行なって義務表示を施行するにはさらなる慎重な検討が必要である。

#### 2. 表示の方法について

- ① すでに、一般的に乳児用食品であることが明確なものは、あえて新たな表示は行わないこと（省略規定）は、賛成である。
- ② ①に該当しない食品における表示は、放射性物質規制（乳児用）に該当する食品であることがすぐわかる表示で統一すべきである。

案の表示例が3例（「本品は食品衛生法に基づく乳児用食品の規格基準が適用される食品です」「乳児用規格適用食品」「乳児用規格適用」）示されているが、この表現では放射性物質の基準値が乳児用食品には一般食品より低い基準値

を適用する食品であることはわからない。

### 3. 紛らわしい表示の禁止

貴庁の案では「乳児用食品の規格基準が適用されない食品に、乳児用食品と紛らわしい表示をしてはならないこととする。」されているが、具体的にどのような表示が該当するのか不明である。そのため、食品表示に関するQ&Aなどで示すべきと考える。

### 4. 乳児を育てるものに、不要の混乱をもたらさないよう、適切な情報提供が必要である。

今回の表示が行われることによって、乳児を育てる者が、乳児には表示のある食品しか与えられないと考えて混乱したりすることのないよう、規制値の考え方を含め、わかりやすく情報提供する必要がある。

以上